

◎新潟県告示第1180号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所  
魚沼漁業協同組合（魚沼市佐梨1105-16）
- 2 漁業権の免許番号  
内共第13号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第8条（略）</p> <p>（遊漁承認証に関する事項）</p> <p>第9条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第4号によるものとする。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>4 <u>遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。</u></p> <p>第10条～第12条（略）</p> <p>（県内共通遊漁の承認に関する事項）</p> <p>第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 <u>県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。</u></p>	<p>第1条～第8条（略）</p> <p>（遊漁承認証に関する事項）</p> <p>第9条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式(4)によるものとする。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>第10条～第12条（略）</p> <p>（県内共通遊漁の承認に関する事項）</p> <p>第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イ左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。</p>

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鱒石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税 込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税 込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鱒石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上 佐潟	内共第11号		
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税 抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税 抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1

荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>下赤谷245-1</u>
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 <u>新発田市役所加治川支所内</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>前新田304</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>中央区西堀通4番町259-58</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105番地6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷121</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝壬1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曾根798-2</u>
関川水系漁業協同組合	<u>妙高市美守2-1-38 1 F</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>801</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 <u>中脇2426</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、 <u>オンラインシステム等</u>	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

附則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。(行政庁の認可日 令和 年 月 日)

荒川漁業協同組合	村上市荒島 144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>塩沢 543 番地 205</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>中央町4丁目 10番4号</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>柳原 1-4-24</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>東区津島屋3丁目48</u>
<u>濁川漁業協同組合</u>	<u>新潟市北区松浜新町 21-21</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>両郷乙555</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>長潟 949</u>
<u>赤塚漁業協同組合</u>	<u>新潟市西区赤塚 4716-4</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷 1-8</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝壬 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>番神 1-7-40</u>
関川水系漁業協同組合	<u>上越市子安新田 4-67</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>3133</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
<u>国府川漁業協同組合</u>	<u>佐渡市飯持 40</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

附則

1. この規則は、新潟県知事の認可の日以降で、漁協が定める日から施行する。

別記様式第1号

遊漁承認証・年券 表

魚沼漁証D第 号

**遊漁承認証**

下記の通り遊漁を承認します。

発行者  
魚沼漁業協同組合 ⑧  
魚沼市佐梨1105-16  
Tel 025-792-0261

承認期間 自 年 月  
至 年 月

魚種 \_\_\_\_\_

遊 漁 者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

遊漁料金

年齢 \_\_\_\_\_ 歳 \_\_\_\_\_ 円

..... 注意事項 .....

1. 本証は他人に貸与することができない。
2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。
3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。
4. 本証はあゆ漁はできません。

遊漁承認証 年券・裏

漁具漁法 竿釣りに限る。

遊漁区域 内共第13号、14号  
福島県内共第27号の区域

- ° 只見川及び北の又川（石抱橋上流を除く）  
中ノ岐川、恋ノ岐沢、滝ノ沢、小白沢  
アカナリ沢等の新潟県側から只見川に  
注ぐ支流全部
- ° 奥只見発電所堰堤上流500mの区間を  
除く奥只見湖
- ° 袖沢と只見川との合流点から下流大鳥  
ダムまでの大鳥湖及び袖沢

別記様式第1号

遊漁承認証・年券 表

遊 漁 承 認 証 魚沼漁証D第 号  
新13.14号 福27号

下記の通り遊漁を承認します

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 才

承認期間 令和 年 月から令和 年 月まで

魚 種 イワナ・ヤマメ（10月1日以降禁漁）  
ニジマス（10月1日以降禁漁、新潟県のみ有効）  
コイ・フナ・ウグイ・ワカサギ

遊漁料金 **4,800**円（税込）

発行者 魚沼漁業協同組合

魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261

注意事項

1. 本証は他人に貸与することができない。
2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。
3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。
4. 本証はあゆ漁はできません。

○の中には年度記載

遊漁承認証 年券・裏

漁具漁法 竿釣りに限る。  
 遊漁区域 内共第13号・第14号、福島県内共第27号の区域只見川及び北ノ又川(石抱橋上流を除く)、中ノ岐川、恋ノ岐沢、滝ノ沢、小白沢、アカナリ沢等の新潟県側から只見川に注ぐ支流全部。奥只見発電所堰堤上流 500メートルの区間を除く奥只見湖(片貝沢を含む)。袖沢と只見川との合流点から下流大鳥ダムまでの大鳥湖及び袖沢。

キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限  
 次の表の魚種については、表の区域で4月21日から9月30日までの間、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならぬ。

魚種	区 域
イwana・ヤマメ・にじマス(新潟県のみ有効)	魚沼漁業協同組合内共第13号・14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川 ②魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川 ③魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林265林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.68と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.69を結んだ線から上流域の恋ノ岐川 ④魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川 ⑤魚沼市湯之谷字川字大島地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.55と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.56を結んだ線から上流域の仕入沢

遊漁承認証 日券・表

平成 年

遊 漁 券

No.

月 

4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---

日 

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

魚種 いwana・やまめ・にじマス  
 こい・ふな・うぐい・わかさぎ  
 ￥1,050 (税込)  
 (現場交付 ￥1,575税込)

発行者  
 魚沼漁業協同組合®  
 魚沼市佐梨1105-16  
 TEL 025-792-0261

裏

- ・ 漁場は奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにそそぐ河川とする。  
 ただし北ノ又川石抱橋上流は除く。
- ・ 遊漁の際、本券を外部から見やすい箇所に着装すること。
- ・ 漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。
- ・ 他人の迷惑になる行為はつつしむこと。
- ・ 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為にでたと認めるときは、その遊漁を中止させる。
- ・ 本券は投網漁業はできません。

1日  
限り



令和  
年

新13、14号 福27号  
遊漁券

4月 5月 6月 7月 8月 9月 月

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

◆良く見える所につけて下さい。

¥ 1,050 (税込)  
(現場交付 ¥1,575税込)

発行者  
魚沼漁業協同組合  
魚沼市佐梨1-1-1  
TEL 025-791-6951

抜者

◆書き直してある遊漁券は無効です。

裏

1. 漁場は奥只見湖、大島ダム並びにこれらにそそぐ河川とする。ただし、北ノ又川石袍橋上流区域は除く。
2. 遊漁の際、本券を外部から見易い箇所に着装すること。
3. 漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。
4. 他人の迷惑になる行為はつしむこと。
5. 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。
6. 本遊漁券の所持なく遊漁したときは、遊漁規則第8条に基づき、追徴金525円(税込)を加えた金額をいただきます。
7. 本券は投網漁業はできません。

(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)  
次の表のイ欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

イ 魚種	イ 区域	ウ 期間
イワナ・ヤマメ・ニシマス(新潟県のみ有効)	魚沼漁業協同組合内共第13号・14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ枝地内石袍橋上流部から上流域の北ノ又川 ②魚沼市宇津野字中ノ枝地内雨池橋上流部から上流域の中ノ枝川 ③魚沼市下所立字赤ノ川表地内園有林265林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.68と、同園有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.69を結んだ線から上流域の忍ノ枝川 ④魚沼市地内大津峠小白沢橋より上流域の只見川 ⑤魚沼市湯之谷字川字大島地内園有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.55と、同園有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.56を結んだ線から上流域の仕入沢	4月21日から9月30日まで

(略)

別記様式第3号 県内共通遊漁承認証  
表

年度 遊漁承認証			
顔 写 真  (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発行者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項	
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。	
2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。	
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。	
4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。	
(1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。	
(2) 関川(内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。	
5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。	
6 本証は原則として再発行しません。	

(用紙：緑色)

表

年度 遊漁承認証			
顔 写 真  (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料	魚 種	こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発行者 新潟市中央区南万代町13-3 この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

裏

(略)

別記様式第3号 県内共通遊漁承認証  
表

平成 年度 遊漁承認証			
顔 写 真  (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ <u>12,000円</u> かじか・うなぎ・こい・ふな (税抜)	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発行者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項	
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。	
2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。	
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。	
4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。	
(1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。	
(2) 関川(内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。	
5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。	

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊漁承認証			
顔 写 真  (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料	魚 種	こい・ふな <u>5,500円</u> (税抜)	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発行者 新潟市中央区南万代町13-3 この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
  - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
  - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

別記様式第 4 号 オンラインシステム 遊漁承認証  
(略)

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
  - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
  - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

別記様式(4) オンラインシステム 遊漁承認証  
(略)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日  
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日